

公文書開示決定等についての審査請求に係る審査諮問書

石契約第 80号  
令和7年2月6日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 向田直範様

石狩市長 加藤龍幸

令和6年10月22日付け石契約第53号で行った石狩市情報公開条例第12条第1項の規定による決定に対して審査請求がありましたので、同条例第18条第1項の規定により諮問します。

請求に係る公文書の名称又は内容	貴市が一般または指名競争入札で発注し、2019年度から2023年度の間 に契約したすべての調達案件について、それぞれの案件名称、入札 日、すべての入札者名、そのそれぞれの入札金額（税抜き）及び落札 者の名称がわかる電磁的記録と、それらに加えて可能ならば予定価格 （税抜き）、調査基準価格（税抜き）、最低制限価格（税抜き）等のわ かる電磁的記録。なお電磁的記録とは、文字・数字コード情報が Excel やワード、Acrobat 等の一般的に用いられるソフトウェアで読み取り可 能な文字、数字データを指し、紙の文書をスキャンした画像データで はない。情報の厳密な正確性は問わない。当該電磁的記録が存在しな らばその具体的な理由を明示したうえで紙の文書。なお保存期間等 により上記全部または一部がわかる文書が存在しない場合は、破棄され た公文書名および破棄年月日を明示する等、不存在の具体的な理由を 明示ください。
当初における実施機関の決定内容	全部開示決定
審査請求のされた年月日	令和6年11月8日
審査請求の趣旨及び理由	(趣旨) 令和6年10月22日付けの公文書開示決定処分を取り消し、電磁的記 録での開示に変更するとの裁決を求める。 (理由) 1) 石狩市は不開示決定理由として電子調達ポータルサイトや担当課 において作成される入札結果を紙に印刷し、保存していると主張す るが、この理由はこれらを印刷する元のデータ（文字・数字等のコ ード情報が Excel やワード、Acrobat 等の市販のソフトウェアで読み 取り可能な電磁的記録）が存在する可能性について否定するもので はない。 ・工事関連の入札については、電子調達ポータルサイトを運営する 機関との間でデータの取り扱いやバックアップについて定めた契 約があるはずであり、データの所有権についても記述がされてい るはずである。また一般的にバックアップデータはシステム利用 者（ここでは石狩市）に提供されるものである。したがって、バ ックアップデータ等、電磁的記録残存状況を確認し、それを提供 されるのが妥当な処分と思われる。 ・工事関連以外の入札についても、印刷元のデータ（電磁的記録） が担当課に残っていると思われるので、それを開示することが妥 当な処分である。

	<p>2) 審査請求人は、2020年頃に石狩市に対して、工事の入札について情報提供依頼を行っている。その際、Excelファイルによる電磁的記録の提供を受けた。しかし、2024年9月2日に川畑氏より「過去に渡したデータはその当時の担当が手打ちしたものであるため現在は出来ない。」との説明を受けた。この点について、以前は存在していたのに現在は不存在というのは不自然である。</p> <p>また、昨今のように情報化が進化した社会において、電子調達ポータルサイトのようなデータベースの情報を紙に出力して保管するというの一般的な常識に反しており、また行政のデジタル化の動きに逆行した非効率な行為であることから、電磁的記録を不開示とする理由として不自然である。</p>
--	--

令和7年2月6日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範

令和7年2月6日付け石契約第80号をもって諮問のあった、公文書開示決定等についての審査請求に係る諮問について審査した結果、以下のとおり答申する。

## 第1 審査会の結論

審査請求人が行った、令和6年10月10日付け公文書開示請求（以下「本件請求」という。）につき、石狩市長（以下「処分庁」という。）が令和6年10月22日付け石契約第53号で行った公文書全部開示決定（以下「原処分」という。）は妥当である。

## 第2 諮問の概要

### 1 公文書開示請求

審査請求人は、石狩市情報公開条例（平成10年条例第26号。以下「条例」という。）第7条の規定により、令和6年10月10日付けで処分庁に対し、「貴市が一般または指名競争入札で発注し、2019年度から2023年度の間契約したすべての調達案件について、それぞれの案件名称、入札日、すべての入札者名、そのそれぞれの入札金額（税抜き）及び落札者の名称がわかる電磁的記録と、それらに加えて可能ならば予定価格（税抜き）、調査基準価格（税抜き）、最低制限価格（税抜き）等のわかる電磁的記録。なお電磁的記録とは、文字・数字コード情報がExcelやWord、Acrobat等の一般的に用いられるソフトウェアで読み取り可能な文字、数字データを指し、紙の文書をスキャンした画像データではない。情報の厳密な正確性は問わない。当該電磁的記録が存在しない場合はその具体的な理由を明示したうえで紙の文書。なお保存期間等により上記全部または一部がわかる文書が存在しない場合は、破棄された公文書名および破棄年月日を明示する等、不存在的具体的な理由を明示ください。」との内容で、本件請求を行った。

## 2 処分庁の決定

処分庁は、開示対象文書について、「入札結果表」及び「入札結果情報詳細」と特定した上で、原処分を行い、令和6年10月22日付けで審査請求人へ通知した。

## 3 審査請求

審査請求人は、処分庁による原処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和6年11月8日付けで処分庁に対し、審査請求を行った。

## 4 諮問

処分庁は、条例第18条の規定により、令和7年2月6日付けで石狩市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、審査請求の諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、審査請求書及び反論書によると、概ね以下のとおりである。

#### 1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、電磁的記録での開示に変更することを求める。

## 2 審査請求の理由

ア 処分庁は、電磁的記録が不存在である理由について、入札結果を紙に印刷し保存しているためとしているが、入札結果はExcel等のソフトで作成しているため、電磁的記録が存在するはずであり、電磁的記録で開示すべきである。

原処分にあたり、入札を実施した各担当課に対し、電磁的記録の存在について照会しているが、各担当課への照会が不十分である。処分庁が特定した開示対象文書以外にも、入札結果を記録した電磁的記録が職員のPCやサーバーに存在する可能性があるため、確認すべきである。

イ 電子調達ポータルサイト（北海道電子自治体共同システム）を利用した電子入札は、バックアップデータが存在するはずであり、入札結果を電磁的記録で開示することができるはずである。

ウ 2020年に入札結果について情報提供依頼を行ったが、この時はすべての入札結果についてExcelファイルで提供を受けており、今回、電磁的記録で開示できないのは不自然である。

エ 紙に印刷し保存するのは行政のデジタル化に逆行し、非効率であることから、電磁的記録で保存されていないのは不自然

然である。

オ 電磁的記録も紙文書と同様に、職員が組織的に用いるものであるため、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）や行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に規定する行政文書として扱われるべきである。したがって、電磁的記録は法律による管理・保存規定が適用され、一定期間保存しなければならない。電磁的記録を保存年限の期限を無視して廃棄することは違法であるし、紙文書を正本として保存していることを理由に、電磁的記録を廃棄することは正当化されない。

#### 第4 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、弁明書及び口頭での説明によると、概ね以下のとおりである。

##### 1 処分庁の決定

処分庁が行った原処分は妥当である。

##### 2 処分庁の主張

ア 本件請求があった時、入札結果を記録した電磁的記録が職員のPCやサーバーに保存されているか入札を実施した各担

当課に照会しており、できる限り電磁的記録で開示するよう対応している。

イ 審査請求後、電子入札を実施する場合に使用する電子調達ポータルサイトの仕様について、改めて確認を行ったところ、入札結果情報詳細は電磁的記録により開示することが可能となった。

ウ 2020年に審査請求人は、条例に基づく公文書開示請求ではなく、情報提供の依頼を行っている。当時の担当者が、紙で保存していた電子調達ポータルサイトの入札結果情報詳細を集計し、審査請求人の希望する形式で新たにデータを作成し、提供したことがあったが、あくまで情報提供依頼に対する任意の協力であり、使用目的を考慮して特別に作成されたものである。

エ 入札結果表は、紙に印刷し保存しているため、電磁的記録は、印刷した後は役割を終える。電磁的記録の保存について、特段の定めはなく、次回以降の契約事務のための参考資料として用いられることはあっても、保存の必要性は入札を実施した各担当課の判断に委ねられる。

オ 「公文書等の管理に関する法律」及び「行政機関の保有す

る情報の公開に関する法律」は、国の機関を対象としており、地方公共団体には直接適用されない。石狩市では、石狩市文書編集保存規程（平成4年訓令第7号）、石狩市情報公開条例をもとに事務を執行している。

石狩市は、電子決裁システムを導入していないため、ExcelやWordによる電磁的記録から紙に印刷した文書によって起案から決裁までを行い、紙文書を条例に基づく公文書として管理・保存している。

なお、入札を実施した各担当課が作成した電磁的記録は、各担当課の判断により保存・上書き・消去のいずれかの方法で処理されるが、どの方法で処理しなければならないという統一的な規程はない。今回の開示請求に対しては、各担当課の判断により保存されていた電磁的記録を開示対象に加えているものである。

## 第5 審査会の判断

審査会は、審査請求人の主張及び処分庁の主張をもとに審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 原処分の妥当性について

## ア 開示対象文書について

本件請求において、「契約したすべての調達案件について、それぞれの案件名称、入札日、すべての入札者名、そのそれぞれの入札金額（税抜き）及び落札者の名称がわかる電磁的記録」の開示を求めているが、具体的な文書を特定する必要がある。

審査会において確認したところ、石狩市では公文書の作成において電子決裁システムを導入していないとのことであり、入札を実施した各担当課が入札後、ExcelやWordにより起案文書と起案文書の添付資料（入札結果表）を作成し、紙に印刷した文書により入札結果の決裁が行われる流れとなっている。

また、インターネットを介する電子入札を実施した場合、電子調達ポータルサイトに表示される入札結果情報詳細の画面を紙に印刷し、起案文書の添付資料として、入札結果の決裁が行われている。

審査請求人が行った本件請求の請求内容と処分庁の保有する公文書を確認すると、審査請求人の請求内容を満たす開示対象文書は、各担当課が実施した入札の場合は、「入札結果表」、電子入札を実施した場合は、「入札結果情報詳細」であること

がいえ。

## イ 原処分について

審査請求人は、本件請求で「電磁的記録により開示することを求めたうえで、電磁的記録が不存在ならば、紙の文書」を請求している。さらに、審査請求では、「原処分を取り消し、電磁的記録での開示に変更する」ことを求めているため、電磁的記録の保存状況について確認する必要がある。

各担当課が実施した入札の場合は、起案文書と起案文書の添付資料（入札結果表）は、決裁を経た後、公文書として管理・保存される。これに対し、公文書を作成する過程で一時的に作成したにすぎないExcelやWordによる電磁的記録の保存については、入札を実施した各担当課の判断によるものであることからして、必ずしもPCやサーバーに電磁的記録が残っていないものであるといえる。このことから、開示対象文書をすべて電磁的記録で開示することはできないとする処分庁の説明に、特段、不自然な点はなく、他に電磁的記録の存在を推認させるような事実も認められない。

また、弁明書によると、令和6年11月8日に審査請求書が提出された後、電子調達ポータルサイトから電子入札に係る

入札結果情報詳細の内容をデータで抽出できることを確認したため、処分庁は、電磁的記録による開示を準備しているとのことである。

条例による公文書開示請求は、原則、公開の理念の下に運用され、その開示決定は、開示請求の時点で処分庁が保有する文書を加工することなく、ありのままに開示するものとされる。開示対象文書について電磁的記録が存在する場合には電磁的記録で、電磁的記録が不存在の場合には紙文書で開示を行った処分庁による原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないと認められる。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

## 2 口頭意見陳述について

審査請求人は、2月6日に開催する審査会に出席することができないことから、別の日程による口頭意見陳述の実施を希望する旨を、審査会前日の2月5日に電話で連絡してきている。

しかしながら、審査会は、本日の審査会において当該審査請求に係る審査請求書、弁明書、反論書及び処分庁による説明を

もとに審査した結果、たとえ口頭意見陳述を実施した場合でも、審査会の結論には影響しないとの意見で一致したことから、行政不服審査法第75条第1項ただし書の規定により、審査会としては、今後、口頭意見陳述を実施する必要はないと判断する。

### 3 結論

前記「第1 審査会の結論」に記載のとおり答申する。

### 4 付記

処分庁の弁明書によると、電子調達ポータルサイトの仕様を確認した結果、開示対象文書である入札結果情報詳細は、電磁的記録により開示することが可能となったため、写しの交付に要する費用を訂正している。この点について、改めて審査請求人に通知することが適切である。

## 第6 審査会の経過

年月日	内容
令和7年2月6日	○諮問書の受理 ○処分庁から原処分の経過等を聴取 ○審議 ○答申